

宇陀市監査委員公告第2号

平成26年度財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月24日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 上 田 徳

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 しらゆり保育園
- (2) 対象事務 しらゆり保育園における宇陀市からの財政援助（宇陀市民間保育所運営補助金）に係る出納その他の事務で、主として平成24年度及び平成25年度執行の事務
- (3) 所管課 健康福祉部子ども支援課

3 監査の期間

平成26年10月28日から平成27年3月13日まで

4 監査の方法

監査は、しらゆり保育園に対し、平成24年度及び平成25年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、財務諸表等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

5 監査の結果

しらゆり保育園の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、事務の一部について改善を要する事例が見受けられたので、今後適正な事務処理に努められたい。また、所管課における補助金の交付事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、監査における指摘事項及び意見は次のとおりである。

(1) しらゆり保育園に関する事項

ア 宇陀市民間保育所運営補助金として交付した一時預かり事業及び延長保育促進事業の対象経費実支出額から保育料等の収入額を控除した金額である補助対象支出額について、収入した保育料等に係る帳票類の整備・保管が不十分であった。

補助金の交付を受けた事業に係る関係書類の整備・保管について、適正に行われたい。

イ 認可保育所であるしらゆり保育園は、「いろいろな生活をする中で、一人一人を大切に、なかまとともに育ち合い、心身共に健全で感性豊かな子どもを育てる」を保育目標に掲げ、健康で明るい子、思いやりのあ

る子、仲間を大切にする子、やりぬく力を持った子づくりに向けて保育に取り組んでいる。

保育内容としては、多様化する保育ニーズに応えるため、0歳児から5歳児までを保育し、11時間開所を基本として、早朝及び夕刻の延長保育を実施している。また、毎月の身長・体重測定や嘱託医による内科検診・歯科検診を実施している。さらに、月に1回、避難訓練・防犯訓練を行っている。

今後も保育を必要とする保護者の期待に応えられるよう努め、ますます多様化する保育ニーズに対応した質の高い保育の推進に努められることを願う。

(2) 所管課に関する事項

所管課である子ども支援課においては、宇陀市民間保育所運営補助金交付要綱に基づき補助金を交付しているが、機会をとらえて施設に赴き、書類・帳簿の整備・保管について、指導を適切に行われたい。

また、交付している補助金は、その大半を県補助金として受け入れたものであるが、民間の経営感覚による保育サービスを展開するしらゆり保育園の存在は、宇陀市にとって重要な役割を担っていることから、充実した保育が推進されるよう側面的支援に一層努められたい。